

社会科・地理歴史科指導法の授業方法に関する研究 ～領土問題に関わる新学習指導要領の記述内容を基にして～

田 村 徳 至

キーワード：社会科 地理歴史科 授業改善 新学習指導要領 北方領土

1 本研究の目的

2018(平成30)年の秋、安倍首相とロシアのプーチン大統領との首脳会談において、平和条約締結に関する議論が行われた。北方領土問題に関しては第二次世界大戦後、旧ソ連の時代から、日本は一貫して「我が国固有の領土である」「4島一括返還」と主張してきた。現在(2020年1月)も日露両国間で調整が続けられているところである。

これまで全国各地の小・中・高校において、北方領土に関する授業が数多く行われてきた。北方領土(択捉島・国後島・色丹島・歯舞群島)は、歴史的に見ても江戸時代から日本人が居住していたことが明らかになっており、わが国固有の領土である。他国との戦争に勝利したことによって割譲した領土ではない。明治時代に旧ロシアとの間で締結された「千島・樺太交換条約」以前から日本領として認められてきた島々である。第二次世界大戦後(1945年8月15日正午の昭和天皇による玉音放送：ポツダム宣言受諾を国民に表明した以後とする)、日ソ中立条約を一方的に破棄した旧ソ連による不法侵入により、当時の島民たちが強制的に退去せざるを得なくなった経緯がある。これらの歴史認識に立ち、平和的に問題解決に向けて努力していくことが大切である。

しかし、筆者のこれまでの社会科・地理歴史科指導法における授業は、北方領土に関する知識を学生に講義するのみであったこともあり、知識・理解・技能・表現さらに主体的な学修態度を育成するには至らなかった。

そこで本研究は、学生の主体的・対話的で深い学びを促し、新学習指導要領の具現に向けた授業力の向上を図ることを目的として、中学校(社会科)・高等学校(主に地理歴史科)の教員免許状を取得する予定の大学生に開講している「社会科・地理歴史科指導法」の授業方法を開発することとした。

2 新学習指導要領（平成 29 年版）における記述と考察

（1）小学校学習指導要領（社会科）¹⁾の記述

①第5学年の内容

（1）ア（ア）世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲などを大まかに理解すること、とあり、内容の取り扱い（1）アには、「領土の範囲については、竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国固有の領土であることについて触れること」とある。その解説には、「領土の範囲について指導する際には、竹島や北方領土（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）、尖閣諸島は一度も外国の領土になったことがない領土という意味で我が国固有の領土であることについて触れて説明することが大切である。

また、竹島や北方領土の問題については、我が国固有の領土であるが現在大韓民国やロシア連邦によって不法に占拠されていることや、我が国は竹島について大韓民国に対し繰り返し抗議を行っていること、北方領土についてロシア連邦にその返還を求めていることなどについて触れるようにする。

②考察

小学校段階では、北方領土の大まかな位置把握・歴史的に我が国固有の領土である（今までに一度も外国の領土になったことがないこと）・ロシア連邦が不法占拠しており、我が国はその返還を求めていることを把握させることとしている。

（2）中学校学習指導要領（社会科）²⁾の記述

中学校は地理的分野・歴史的的分野と公民的分野の三分野全てで扱うことになっている。

①地理的分野

A 世界と日本の地域構成 （1）地域構成 ア（イ）・・・領域の範囲や変化とその特色などを基に、日本の地域構成を大観し理解すること、とあり、内容の取り扱いでは、（イ）「領域の範囲や変化とその特色」については、・・・竹島や北方領土が我が国固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること」と記述されている。解説には、竹島や北方領土（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）について、それぞれの位置と範囲を確認するとともに、我が国固有の領土であるが、それぞれ現在韓国とロシア連邦によって不法に占拠されているため、竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていること、北方領土についてロシア連邦にその返還を求めていること、これらの領土問題における我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることなどについての的確に扱い、我が国の領土・領域について理解を深めることも必要である、と記述されている。

②歴史的的分野

C 近現代の日本と世界 （1）近代の日本と世界 ア（イ）明治維新と近代国家の形成の項目中に「開国とその影響」という箇所がある。そこには、明治新政府が行ったことの一つに「領土の確定」があり、内容の取り扱いについて、「その際、北方領

土に触れること」とある。解説では、ロシアとの領土の確定をはじめ、・・・北方領土（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）が一貫して我が国の領土として国境設定がなされたことについても触れる・・・これらの領土についての我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることを理解できるようにする」と記述されている。

③公民的分野

D 私たちと国際社会の諸課題 (1) 世界平和と人類の福祉の増大 ア (ア) には、世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解すること。その際、領土（領海、領空を含む。）国家主権、国際連合の働きなど基本的な事項について理解することと記述されている。

解説には、地理的分野、歴史的分野などの学習の成果を踏まえ、国家間の問題として、我が国においても、固有の領土である竹島や北方領土（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）に関し未解決の問題が残されていること、領土問題の発生から現在に至る経緯、及び渡航や漁業、海洋資源開発などが制限されたり、船舶の拿捕、船員の抑留が行われたり、その中で過去には日本側に死傷者が出たりするなど不法占拠のために発生している問題についての理解を基に、我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であること、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることを、国家主権と関連付けて理解できるようにする、と記述されている。

* 下線部は、筆者加筆

④考察

小学校での学習内容を受けて、地理的分野では、北方領土の位置と範囲・ロシア連邦が不法占拠していること・我が国政府が返還を求めていることに加え、我が国の主張が歴史的かつ国際法上正当なものであることを理解させることとしている。

歴史分野では、1875（明治8）年に明治政府とロシアの間で結ばれた樺太・千島交換条約などに触れながら、我が国固有の領土（今までに一度も外国の領土になったことがないこと）であることと、過去においても我が国が平和的な手段で国境を画定してきたことを学ぶことになっている。この条約締結により、日本は当時所有していた樺太の権利を全てロシアに譲り、その代わりに千島全島を領有することになったのである。生徒は、歴史的分野においても、地理的分野同様に、我が国の主張が歴史的かつ国際法上も正当なものであることを学ぶのである。

公民的分野では、地理的分野、歴史的分野などの学習を踏まえて、北方領土問題は未解決であることとその問題発生から現在に至るまでの経緯と不法占拠のために発生している問題を理解し、我が国が平和的な手段で解決しようと努力していることを国家の主権を考えながら理解するようにしている。このように、中学校段階までに、北方領土に関して我が国政府の立場を中心として地理（領土の範囲・島名・位置）面・歴史（領土獲得に関する歴史）面・国際法上の正当性・国家主権という観点から、我が国固有の領土であることを学ぶのである。

(3) 高等学校学習指導要領³⁾の記述

①地理歴史（地理総合）

A 地図や地理情報システムで捉える現代世界 ア（ア）には、現代世界の地域構成を示した様々な地図の読図などを基に、方位や時差、日本の位置と領域、国内や国家間の結びつきなどについて理解すること、と記述されている。内容の取り扱いでは、「日本の位置と領域」については、世界的視野から日本の位置を捉えるとともに、日本の領域をめぐる問題にも触れること。また、我が国の海洋国家としての特色と海洋の果たす役割を取り上げるとともに、竹島や北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国をめぐる問題にも取り上げるようにすること、と記述されている。

②地理歴史（地理探求）

A 現代世界の系統地理的考察 (5) 生活文化、民族・宗教 ア（ア）の中に、「領土問題の現状や要因、解決に向けた取組」などについて理解すること、と記述されている。

内容の取り扱いでは、それを扱う際に日本の領土問題にも触れること、とある。以下は地理総合の内容の取り扱い部分と同じ記述である。

* 下線部は、筆者加筆

③地理歴史（歴史総合）

B 近代化と私たち (3) 国民国家と明治維新 ア（ア）の中に「国民国家の形成」を理解すること、とある。内容の取り扱いでは、日本の国民国家の形成の学習において、領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れること、と記述されている。

④地理歴史（日本史探究）

D 近現代の地域・日本と世界 (3) 近現代の地域・日本と世界の画期と構造 ア（ア）の中に「国民国家の形成」の項目が記述されている。内容の取り扱いでは、明治維新や国民国家の形成の学習において、領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れること、と記述されている。

⑤公民（公共）

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち ア（イ）の中に「国家主権、領土（領海、領空を含む）」の項目がある。内容の取り扱いでは、国家主権と領土（領海、領空を含む）を関連させて取り扱い、我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していること、と記述している。さらに、「国家主権、領土（領海、領空を含む）」及び「我が国の安全保障と防衛」については、国際法と関連させて取り扱うこと、とされている。

* 下線部は、筆者加筆

⑥政治・経済

B グローバル化する国際社会の諸課題 (1) 現代の国際政治・経済 ア (ア) の中に国家主権、領土 (領海、領空を含む)」の項目がある。これらについては、国際法の意義、国際連合をはじめとする国際機構の役割、我が国の安全保障と防衛、国際貢献について、現実社会の諸事象を通して理解すること、とある。内容の取り扱いでは、「国家主権と領土 (領海、領空を含む) などに関する国際法の意義、国際連合をはじめとする国際機構の役割」については関連させて取り扱い、我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していること・・・などを取り上げることと記述されている。

* 下線部は、筆者加筆

⑦考察

高等学校においても地理・歴史・公民各分野において北方領土に関することを学ぶこととなっている。地理総合では、中学校同様に北方領土が我が国固有の領土であることとその問題についても触れることとしている。地理探求において、中学校までの記述には見られなかったことが、領土問題の現状や要因・・・について理解することとある。この「要因」という文言が登場したことで、高校生の段階で問題の現状と問題が解決できない理由を探ることが出来るようになるということを示していると考えられる。

歴史総合と日本史探究では、領土の画定について歴史的経緯を学ぶこととしている。新科目である公共では、政治的主体の育成という項目において、国家主権・領土問題と我が国の安全保障と防衛を国際法と関連させて扱うこととしている。これにより生徒は、主権とは何か・領土問題と我が国の安全保障・防衛を国際法に照らし合わせて考えることができるようになると思われる。

政治・経済では、領土問題について国際法や国際機構の役割と絡めながら、これまでの学習同様に、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることを理解することとしている。

3 社会科・地理歴史科指導法の学習指導案 (試案)

ねらい：学生の主体的・対話的で深い学びを促し、新学習指導要領の具現に向けた授業力を育成する。

題材：北方領土の学習に関するもの

事前学習 ①自分が記憶にある北方領土に関する学習で覚えていることを振り返る（どのような学習をしたか。なぜ覚えているのか）。 ②新学習指導要領を熟読する。 (90分)		学習内容 ・自分の北方領土に関する知識の確認 ・新学習指導要領の内容把握	留意点 ・調査対象は、研究室の人やサークルの仲間などとする。 ・学習指導要領は中学社会科、高校地歴科、公民科
1時	30分 60分	①4～5人のグループになり、事前学修したことと、友人への調査結果を発表する。 ②グループでどのような授業を展開したら効果的・効率的さらに、主体的・対話的で深い学びになるのか検討する。 中学社会（地理 or 歴史） 高校（地理総合・地理探求 or 歴史総合・日本史探究）	・グループで発表すると同時に、出てきた意見や結果を模造紙に記入していく。 ・グループごとに担当する校種・科目を決める。
事後学習 ①各グループで集まる日時を相談し、次回の授業前にミーティングを行う。		・グループのメンバーで相談しながら学習指導案を作成する。	・授業前に「新学習指導要領の内容に沿ったものにする。
2時	模擬授業と振り返り (60分) (30分)	①グループごとに15分間の模擬授業を行う。 ②グループを評価し合う。 ③改正指導案を各自作成する。	(4グループとして設定)
事後学修 ・自分なりの学習指導案を作成する。		*期日までに提出	*可能であれば、後日、中学校・高校で授業、または、教育実習時に行う。

4 研究の成果と今後の課題

(1) 学習指導要領に関して

中学校までの学習では、地理的な把握（北方領土の場所・島名）、歴史的な把握（過去に締結した条約などからも国際法上正当な領土であること）、現代の把握（ロシアに

よる不法占拠状態であり、そのために様々な問題が発生してきたこと)、現在に至るまで我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していたことを学ぶことになっている。

高等学校では、地理的・歴史的な把握を学びながら、現状について詳しく学ぶ(探求)することとなっている。

前述した「国土(領土)」に関する内容は、社会科・地理歴史科指導法を履修している学生が、確実に理解しておかなければならない事項である。新学習指導要領においても「国土」に関する学習は重要視されていることもあるので、「国土(領土問題等)」について学生が確実に理解できるような授業を行う必要があると考える。

(2) 今後の課題

現在自分が担当している2コマ分の社会科・地理歴史科指導法の学習指導案(略案)を作成したが、具体的(細かい部分)の授業については今後の作成となる。学生が「主体的・対話的で深い学び」を自らが実践しないことには、教育実習時において、生徒に対して「主体的・対話的で深い学び」のある授業を展開することは厳しい。

実際に、来年度学習指導案通りに2コマの授業を行い、学生の反応と理解度を確認しながら、更なる改正をしていかなければならない。来年度は地理的分野の専門家などのゲストティーチャーを招くなどして、実際に授業改善を図りたい。

<参考・引用文献>

- 1) 文部科学省、『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 社会編(平成29年7月)』、PP. 76-77
- 2) 文部科学省、『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 社会編(平成29年7月)』、P. 38、P. 42、PP. 112-113、PP. 159-161
- 3) 「月刊高校教育」編集部編、『高等学校新学習指導要領全文と解説(2018年3月30日告示)』、学事出版、PP. 59-92 2018年5月15日初版発行
 - ・太田満「社会科における領土学習のあり方—北方領土を事例に考える」『社会科教育研究』日本社会科教育学会 No. 112、PP. 51-57、2011年
 - ・石原政至「国土の成り立ちと自然—世界の中の日本の範囲」、『現代社会科教育実践講座第8巻』研秀出版、1991年
 - ・大澤克美編著『教科教育学シリーズ2 社会科教育』一藝社、2015年初版第1刷
 - ・棚橋健治編著『教師教育講座第13巻 中等社会系教育』協同出版、平成26年第1刷

(信州大学 総合人間科学系 教職支援センター 准教授)

2019年12月2日受理 2020年1月 日採録決定